

新しい青少年育成施策大綱の策定方針について

平成 19 年 11 月 6 日
青少年育成推進本部決定案

- 1 青少年育成推進本部は、青少年育成施策大綱（平成 15 年 12 月青少年育成推進本部決定）の 7 の（6）の規定に基づき、その見直しに着手し、平成 20 年内を目途に、新しい青少年育成施策大綱（以下「新大綱」という。）を策定する。

なお、平成 20 年 6 月頃を目途に、新大綱の骨子を取りまとめる。

- 2 新大綱においては、近年の青少年をめぐる状況等を踏まえ、青少年の育成に係る政府としての基本理念、施策推進の基本的視点、重点的に取り組むべき事項、中長期的な施策の方向性等を示すものとする。

- 3 新大綱の作成に資するため、内閣府において、関係省庁等の協力を得て、専門家及び国民各層の意見を幅広く聴取する。